

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和4年12月16日

金曜日

号外(2)

## 目次

### 人事委員会規則

- 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 1
- 県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則 2
- 給料に関する規則の一部を改正する規則 3
- 特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 11
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月16日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第25号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（第9条の2第2項第2号及び第4項第2号並びに第9条の3において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、「任期付短時間勤務職員」の次に「（第9条の2第2項第2号及び第4項第2号において「任期付短時間勤務職員」という。）」を加える。

第9条の2第2項第2号中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。））」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。））」を削り、同条第4項第2号中「再任用職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員又は」に改める。

第9条の3中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）とみなして、この規則による改正後の県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（次項において「新規則」という。）第6条第2項の規定を適用する。

3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第9条の2第2項第2号及び第4項第2号並びに第9条の3の規定を適用する。

（人委・職員課）

県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月16日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

**富山県人事委員会規則第26号**

県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則（平成19年富山県人事委員会規則第314号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号イ中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

給料に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月16日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

**富山県人事委員会規則第27号**

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第258号）の一部を次のように改正する。

別表第21の行政職給料表昇格時号給対応表中

26	25
26	26
27	26
27	26
28	27
28	27
29	27
29	28
30	28
30	28
31	29
31	29
32	30
32	30

33		31
33		31
34		32
34	を	32
35		33
35		33
36		34
36		34
37		35
37		35
38		36
38		36
39		37
39		37
40		38
40		38
41		39
41		39
42		40
42		40
43	」	41

に改める。

別表第21の教育職給料表(1)昇格時号給対応表中

34		33
34		34
35		34
35		34
36		35
36		35
37	を	35
37		36
38		36
38		36
39		37
39		38
40	」	39

に、

46		45
47		46
48		46
49		47
49		47
50		48
50		48
51		49
51		49
52		50
52	を	50
53		51
53		51
53		52

に改める。

54	52
54	53
54	53
55	54
55	54
55	55
56	55

別表第21の教育職給料表(2)昇格時号給対応表中

42	41
42	42
43	42
43	42
44	43
44	43
45	43
45	44
45	44
46	44
46	45
46	45
47	46
47	46
47	47
48	47

を に、

50	49
51	50
52	50
53	51
53	51
54	52
54	52
55	53
55	53
56	54
56	54
57	55
57	55
58	56
58	56
59	57
59	58
60	59

を に改める。

別表第21の研究職給料表昇格時号給対応表中

26	25
27	26
28	26
29	27
29	27

29	を	28	に、
30		28	
30		29	
30		29	
31		30	
31		30	
31		31	
32		31	

42	を	41	に、
43		42	
44		42	
45		43	
45		43	
46		44	
46		44	
47		45	
47		46	
48		47	

54	を	53	に、
55		54	
56		54	
57		55	
57		55	
57		56	
58		56	
58		57	
58		57	
59		57	
59		58	
59		58	
60		58	
60		59	
60		59	
61		59	
61		60	
62	60		
62	60		
63	61		

22	を	21	に改める。
22		22	
23		22	
23		22	
24		23	
24		23	
25		23	
25		24	
25		24	
26		24	

26	25
26	25
27	26
27	26
27	27
28	27

別表第21の医療職給料表(1)昇格時号給対応表中

28	を	27	に改める。
28		27	
29		28	
29		28	
29		28	
29		28	
30		29	
30		29	
30		29	
30		29	
30		29	
31		30	
31		30	
31		31	
31		31	
32		31	

別表第21の医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

38	を	37	に改める。
39		38	
40		38	
41		39	
41		39	
41		40	
42		40	
42		41	
42		41	
43		42	
43		42	
43		43	
44		43	
44		44	
44		44	
45		45	
45		45	
46		46	

別表第22の行政職給料表降格時号給対応表中

58	59
60	62
62	65
64	68
66	70

68	を	72	に改める。
70		74	
72		76	
74		78	
76		80	
78		82	
80		84	
82		86	
84		88	
86		90	
88		92	
90		93	
92		93	

別表第22の公安職給料表降格時号給対応表中

60	を	60	に改める。
60		61	

別表第22の教育職給料表(1)降格時号給対応表中

58	を	59	に、
60		62	
62		65	
64		68	
66		69	
68		70	
70		71	

81	を	82	に改める。
82		84	
83		86	
84		88	
86		90	
88		92	
90		94	
92		96	
95		98	
98		100	
101		102	

別表第22の教育職給料表(2)降格時号給対応表中

50	を	51	に、
52		54	
54		57	
56		60	
59		62	
62		64	
65		66	

69	70
70	72



71		74
72		76
74		78
76	を	80
78		82
80		84
82		85
84		86
86		87

に改める。

別表第22の研究職給料表降格時号給対応表中

53		54
54		56
55		58
56	を	60
59		62
62		64
65		66

に、

85		86
86		88
87		90
88	を	92
90		93
92		94
94		95

に、

101		102
102		104
103		106
104		108
107	を	111
110		114
113		117
116		120
118		121
120		121

に、

58		59
60		62
62		65
64	を	68
67		70
70		72
73		74

に改める。

別表第22の医療職給料表(1)降格時号給対応表中

50	52
52	56

56	を	59	に改める。
60		62	
64		65	

別表第22の医療職給料表(2)降格時号給対応表中

65	を	66	に改める。
66		68	
67		70	
68		72	
71		74	
74		76	
77		78	

別表第22の医療職給料表(3)降格時号給対応表中

24	を	25	に改める。
26		26	

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、この規則による改正後の給料に関する規則の規定による号給がこの規則による改正前の給料に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、この規則による改正後の給料に関する規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の給料に関する規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月16日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第28号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「4,000円」を「12,000円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当等に関する規則の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(人委・職員課)

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月16日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第29号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「100分の108.5以上 100分の190以下」を「100分の118.5以上 100分の200以下」に、「100分の133.5以上 100分の230以下」を「100分の143.5以上 100分の240以下」に改め、同項第2号中「100分の101以

上 100分の 108.5未満」を「 100分の 111以上 100分の 118.5未満」に、「 100分の 123.5以上 100分の 133.5未満」を「 100分の 133.5以上 100分の 143.5未満」に改め、同項第3号中「 100分の92以上 100分の93.5以下」を「 100分の 102以上 100分の 103.5以下」に、「 100分の 112以上 100分の 113.5以下」を「 100分の 122以上 100分の 123.5以下」に改め、同項第4号中「 100分の92未満」を「 100分の 102未満」に、「 100分の 112未満」を「 100分の 122未満」に改める。

第25条第1号中「 100分の45超」を「 100分の50超」に、「 100分の55超」を「 100分の60超」に改め、同条第2号中「 100分の45」を「 100分の50」に、「 100分の55」を「 100分の60」に改め、同条第3号中「 100分の45未満」を「 100分の50未満」に、「 100分の55未満」を「 100分の60未満」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(人委・職員課)